

日常生活支援住居施設

指導検査基準（令和7年4月1日適用）

東京都福祉局

指導検査基準中の「評価区分」

評価区分	指導形態	
C	文書指摘	福祉関係法令及び福祉関係通達等に違反する場合（軽微な違反の場合を除く。）は、原則として、「文書指摘」とする。 ただし、改善中の場合、特別な事情により改善が遅延している場合等は、「口頭指導」とすることができる。
B	口頭指導	福祉関係法令以外の関係法令又はその他の通達等に違反する場合は、原則として、「口頭指導」とする。 ただし、管理運営上支障が大きいと認められる場合又は正当な理由なく改善を怠っている場合は、「文書指摘」とする。 なお、福祉関係法令及び福祉関係通達等に違反する場合であっても、軽微な違反の場合に限り、「口頭指導」とすることができる。
A	助言指導	法令及び通達等のいずれにも適合する場合は、水準向上のための「助言指導」を行う。

[凡 例]

※ 以下の関係法令、通知を略称して次のように表記する。

関 係 法 令 ・ 通 知	略 称
昭和 2 5 年 5 月 4 日法律第 1 4 4 号「生活保護法」	生活保護法
昭和 2 6 年 3 月 2 9 日法律第 4 5 号「社会福祉法」	社会福祉法
令和 2 年 3 月 2 7 日厚生労働省令第 4 4 号「日常生活支援住居施設に関する厚生労働省令で定める要件等を定める省令」	要件省令
令和 2 年 3 月 2 7 日社援発 0 3 2 4 第 3 号厚生労働省通知「日常生活支援住居施設に関する厚生労働省令で定める要件等について」	要件通知

目次

1	日常生活支援住居施設の設備及び運営に関する基準	1
2	認定の要件の確認等	
	(1) 認定の要件	1
	(2) 認定の申請等	1
	(3) 対象者	2
	(4) 支援の内容	2
3	基本方針	2
4	職務体制等の整備	3
	(1) 生活支援員	3
	(2) 生活支援提供責任者	5
	(3) 管理者	5
	(4) 管理者及び従業者の資格要件	6
5	個別支援計画の作成等	6
	(1) 提供拒否の禁止	6
	(2) 日常生活上の支援の提供方法	7
	(3) 個別支援計画の作成	8
6	入居者に対する適切なサービス提供及び適切な運営の確保	10
	(1) 生活支援提供責任者の責務	10
	(2) 保護の変更等の届出	11
	(3) 秘密保持	11
	(4) 相談等	11
	(5) 日常生活及び社会生活上の支援	11
	(6) 社会生活上の便宜の供与等	12
	(7) 地域との連携	12
	(8) 事業者からの利益収受等の禁止	12
	(9) 調査への協力等	13
	(10) 会計の区分	13

項 目	基本的考え方	観 点	関係法令等	評価事項	評価区分
1 日常生活支援住居施設の設備及び運営に関する基準	1 日常生活支援住居施設の設備及び運営に関する基準については、ここに記載するもののほか、無料低額宿泊所指導検査基準の例による。	1 無料低額宿泊所指導検査基準の例に違反していないか。	(1) 要件省令第26条 (2) 要件通知第4-14(1)	(無料低額宿泊所指導検査基準により評価する。)	
2 認定の要件の確認等					
(1) 認定の要件	1 日常生活支援住居施設の認定要件等については、生活保護法第30条第1項ただし書の規定に基づき、福祉事務所による生活保護受給者に対する日常生活上の支援の実施の委託を受ける施設として、都道府県等が認定するための要件を定めたものであり、日常生活支援住居施設として認定を受けた施設については、この認定要件に従って運営されなければならない。	1 都道府県、区市町村又は法人が経営しているか。 2 無料低額宿泊所であって、当該施設を経営する者が社会福祉法第72条の規定による経営の制限又は停止を命ずる処分を受けていないか。 3 当該施設を経営する者が、要件省令第6条第1項の規定による日常生活支援住居施設の認定の取消し又は社会福祉法第72条の規定による経営の停止を命ずる処分を受けた場合、当該処分から5年を経過しているか。	(1) 要件省令第1条第1項第1号 (2) 要件通知第1-2(1) (1) 要件省令第1条第1項第2号 (2) 要件通知第1-2(2) (1) 要件省令第1条第1項第4号 (2) 要件通知第1-2(4)	(1) 都道府県、区市町村又は法人が経営していない。 (1) 無料低額宿泊所ではない。 (2) 当該施設を経営する者が社会福祉法第72条の規定による経営の制限又は停止を命ずる処分を受けている。 (1) 当該施設を経営する者が、要件省令第6条第1項の規定による日常生活支援住居施設の認定の取消し又は社会福祉法第72条の規定による経営の停止を命ずる処分を受けてから5年を経過していない。	C C C
(2) 認定の申請等	1 日常生活支援住居施設の認定を受けた施設を営業者は、届け出た事項に変更があったときは、10日以内に、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。	1 届け出た事項に変更があったときは、10日以内に、その旨を都知事に届け出ているか。	(1) 要件省令第2条第3項	(1) 届け出た事項に変更があったが、10日以内に、その旨を都知事に届け出ている。	C

項 目	基本的考え方	観 点	関係法令等	評価事項	評価区分
(3) 対象者	1 生活保護法第30条第1項ただし書の規定に基づき、日常生活支援住居施設に入所させ、又は入所を委託する被保護者は、保護の実施機関が、その者の心身の状況及び生活歴、その者が自立した日常生活及び社会生活を営むために解決すべき課題、活用可能な他の社会資源、その者とその家族との関係等を踏まえ、日常生活支援住居施設において支援を行うことが必要と総合的に判断する者であって、入所を希望しているものとする。	1 入所対象者は、保護の実施機関が、その者の心身の状況等を踏まえ日常生活支援住居施設において支援を行うことが必要と総合的に判断する者となっているか。 2 入所を希望する要保護者から日常生活支援住居施設に対して直接入所の申込があった場合には、施設は、当該要保護者に対して保護の実施機関へ相談等を行うよう助言するとともに、保護の実施機関への連絡調整等の支援を行っているか。	(1) 要件省令第7条 (2) 要件通知第1－8（1） (1) 要件省令第7条 (2) 要件通知第1－8（2）	(1) 保護の実施機関が、日常生活支援住居施設において支援を行うことが必要と総合的に判断していない者が入所している。 (1) 入所を希望する要保護者から直接入所の申込があった場合、施設は、保護の実施機関へ相談等を行うよう助言するとともに、保護の実施機関への連絡調整等の支援を行っていない。	C C
(4) 支援の内容	1 日常生活支援住居施設は、その入所者に対し、生活課題に関する相談に応じ、必要に応じて食事の提供等の日常生活を営むために必要な便宜を供与するとともに、入所者がその能力に応じて自立した日常生活及び社会生活を営むことができるよう、要件省令第15条第1項に規定する個別支援計画に基づき、家事等に関する支援、服薬管理等の健康管理の支援、日常生活に係る金銭の管理の支援、社会との交流の促進その他の支援及び関係機関との連絡調整を行う。	1 入所者それぞれの課題等に応じた個別支援計画を作成しているか。 2 個別支援計画に基づき、必要な支援を行っているか。	(1) 要件省令第8条 (2) 要件通知第1－9 (1) 要件通知第1－9	(1) 入所者それぞれの課題に応じた個別支援計画を作成していない。 (2) 個別支援計画の内容が不十分である。 (1) 個別支援計画に基づき必要な支援を行っていない。	C B C
3 基本方針	1 日常生活支援住居施設における支援は、要件省令第15条第1項に規定する個別支援計画に基づき、可能な限り、居宅における生活への復帰を念頭に置いて、入所者がその能力に応じ自立した日常生活及び社会生活を営むことができるようにすることを目指すものでなければならない。	1 支援は、個別支援計画に基づき、入所者がその能力に応じ自立した日常生活及び社会生活を営むことができるようにすることを目指すか。	(1) 要件省令第9条第1項 (2) 要件通知第2－（1）	(1) 入所者がその能力に応じ自立した日常生活及び社会生活を営むことができるようにすることを目指していない。	C

項 目	基本的考え方	観 点	関係法令等	評価事項	評価区分
	2 日常生活支援住居施設における支援は、入所者の意思及び人格を尊重し、常に当該入所者の立場に立って行われるものでなければならない。	1 支援は、入所者の意思及び人格を尊重し、常に当該入所者の立場に立って行われているか。	(1) 要件省令第9条第2項	(1) 入所者の意思及び人格を尊重し、当該入所者の立場に立った支援が行われていない。	C
	3 日常生活支援住居施設における支援は、入所者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、入所者の選択に基づき、適切な保健、医療、福祉、就労支援等のサービスが、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行われるものでなければならない。	1 支援は、入所者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、入所者の選択に基づき、適切な保健、医療、福祉、就労支援等のサービスが、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行われているか。	(1) 要件省令第9条第3項 (2) 要件通知第2－(2)	(1) 入所者の選択に基づき、適切な保健、医療、福祉、就労支援等のサービスが、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行われていない。	C
	4 日常生活支援住居施設における支援は、入所者に提供される福祉サービス等が特定の種類又は特定の福祉サービスを行う者によるサービスに不当に偏ることのないよう、公正中立に行われるものでなければならない。	1 支援は、公正中立に行われているか。	(1) 要件省令第9条第4項 (2) 要件通知第2－(3)	(1) 支援が公正中立に行われていない。	C
	5 日常生活支援住居施設は、自らその提供する支援の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。	1 提供する支援の評価を行い、常にその改善を図っているか。	(1) 要件省令第9条第5項	(1) 提供する支援の評価が行われず、改善が図られていない、	C
4 職務体制等の整備					
(1) 生活支援員	1 日常生活支援住居施設には、入所者に対する日常生活上の支援を行う生活支援員を置く。 ※ 「生活支援員」とは、入所者に対する相談援助及び個別支援計画に基づく支援業務を行う職員のことであり、専ら食事の調理業務、施設の清掃や修繕等の管理業務を行う職員は含まれないものであること。	1 入所者に対する日常生活上の支援を行う生活支援員を配置しているか。	(1) 要件省令第10条第1項 (2) 要件通知第3－1(1)	(1) 生活支援員を置いていない。	C

項 目	基本的考え方	観 点	関係法令等	評価事項	評価区分
	2 日常生活支援住居施設に置くべき生活支援員の員数は、常勤換算方法（施設の従業者の勤務延べ時間数を当該施設において常勤の従業者が勤務すべき時間数で除することにより、当該施設の従業者の員数を常勤の従業者の員数に換算する方法をいう。）で、入所定員を１５で除して得た数以上とする。 ※ 世帯での入所を前提として世帯用の居室を設けている場合は、１世帯を入所定員１人と読み替えて算定すること。 （「常勤換算方法」について） ア 日常生活支援住居施設の生活支援員の勤務延べ時間数を、当該日常生活支援住居施設において常勤の生活支援員が勤務すべき時間数（１週間に勤務すべき時間数が３２時間を下回る場合は３２時間を基本とする。）で除することにより、日常生活支援住居施設の従業者の員数を常勤の従業者の員数に換算する方法であること。 イ 「勤務延べ時間数」は、当該日常生活支援住居施設の生活支援員として従事する職員の勤務時間の延べ数であること。 ウ 「勤務延べ時間数」は、勤務表上、生活支援員の業務に従事する時間として明確に位置付けられている時間とすること。なお、生活支援員１人につき、勤務延べ時間数に算入することができる時間数は、当該日常生活支援住居施設において常勤の従業者が勤務すべき勤務時間数を上限とし、超過勤務時間については算定できないこと。 エ 施設に住み込み等で勤務する職員について、労働基準監督署に届出をして断続的労働に従事する者として許可を得ている場合には、当該職員の勤務時間については、生活支援員の勤務時間として算定できないこと。 オ 「常勤」とは、日常生活支援住居施設における勤務時間が、事業者等において定められている常勤の従業者が勤務すべき時間数（１週間に勤務すべき時間数が３２時間を下回る場合は３２時間を基本とする。）に達していることをいうこと。	1 生活支援員の員数は、常勤換算方法で、入所定員を１５で除して得た数以上配置しているか。	(1) 要件省令第１０条第２項 (2) 要件通知第３－１（２） (3) 要件通知第３－１（４）	(1) 生活支援員を常勤換算方法で、入所定員を１５で除して得た数以上配置していない。	C

項 目	基本的考え方	観 点	関係法令等	評価事項	評価区分
(2) 生活支援提供責任者	2 日常生活支援住居施設に配置する生活支援員の中から、個別支援計画の作成及び要件省令第16条に規定する業務を行う生活支援提供責任者を選任していること。	2 入所者の生活サイクルに応じて、1日の活動開始時刻から終了時刻までを基本として、日常生活支援の提供に必要な員数を確保しているか。	(1) 要件通知第3－1（3）	(1) 入所者の生活サイクルに応じて、1日の活動開始時刻から終了時刻までを基本として、日常生活支援の提供に必要な員数を確保していない。	C
	1 生活支援提供責任者は、施設の入所定員が30人以下の場合は1名以上配置するものとし、定員が31名以上の場合は、31人以上60人以下の場合は2名以上、61人以上90人以下の場合は3名以上など、30を超えて30又はその端数を増すごとに1名を加えた数以上を置いていること。	1 生活支援提供責任者を選任しているか。	(1) 要件省令第10条第3項 (2) 要件通知第3－2（1）	(1) 生活支援提供責任者を選任していない。	C
	2 生活支援提供責任者は、施設の入所定員が30人以下の場合は1名以上配置するものとし、定員が31名以上の場合は、31人以上60人以下の場合は2名以上、61人以上90人以下の場合は3名以上など、30を超えて30又はその端数を増すごとに1名を加えた数以上を置いていること。	1 生活支援提供責任者を、定員30を超えて30又はその端数を増すごとに1名を加えた数以上を置いているか。	(1) 要件省令第10条第4項 (2) 要件通知第3－2（2）	(1) 生活支援提供責任者を、定員30を超えて30又はその端数を増すごとに1名を加えた数以上を置いている。	C
(3) 管理者	※ 世帯での入居を前提としている施設の算定方法は、1世帯を入所定員1人と読み替えて算定すること。				
	3 生活支援提供責任者は、常勤職員であって専ら日常生活支援住居施設の業務に従事する者でなければならない。	1 生活支援提供責任者は、常勤職員として、専ら日常生活支援住居施設の業務に従事しているか。	(1) 要件省令第10条第5項 (2) 要件通知第3－2（3）	(1) 生活支援提供責任者が、常勤職員として、専ら日常生活支援住居施設の業務に従事していない。	C
	※ 「専ら日常生活支援住居施設の業務に従事する」とは、日常生活支援住居施設の職員として勤務する時間帯において、原則として、当該日常生活支援住居施設以外の業務に従事しないことをいう。				
(3) 管理者	1 日常生活支援住居施設には、その施設ごとに専任の管理者を置かなければならない。	1 日常生活支援住居施設には、その施設ごとに専任の管理者を置いているか。	(1) 要件省令第11条1項 (2) 要件通知第3－3	(1) 施設ごとに専任の管理者を置いている。	C
	2 日常生活支援住居施設の管理者は、無料低額宿泊所の設備及び運営に関する基準（令和元年厚生労働省令第34号）第6条第1項に規定する施設長を兼ねるものとする。 また、当該施設の生活支援員及び生活支援提供責任者を兼ねることができる。	1 日常生活支援住居施設の管理者は、無料低額宿泊所の施設長を兼ねているか。	(1) 要件省令第11条第2項及び第3項 (2) 要件通知第3－3	(1) 日常生活支援住居施設の管理者が、無料低額宿泊所の施設長を兼ねていない。	C

項 目	基本的考え方	観 点	関係法令等	評価事項	評価区分
(4) 管理者及び従業員の資格要件	1 日常生活支援住居施設の管理者は、社会福祉法第19条第1項各号のいずれかに該当する者若しくは社会福祉事業等に2年以上従事した者又はこれらと同等以上の能力を有すると認められる者でなければならない。	1 管理者としての要件（無料低額宿泊所の施設長の要件と同一）を満たしているか。	(1) 要件省令第12条第1項 (2) 要件通知第3－4（1）	(1) 管理者としての要件を満たしていない。	C
	2 生活支援提供責任者は、社会福祉法第19条第1項各号のいずれかに該当する者又はこれらと同等以上の能力を有すると認められるものでなければならない。 ※ 「これらと同等以上の能力を有すると認められるもの」とは、社会福祉事業及び生活困窮者自立支援法（平成25年法律第105号）に基づく事業において、入所者の相談その他の支援業務に従事した年数が5年以上の者とする。こと。 なお、新規の認定申請時点において、現に当該施設において個別支援業務に従事している職員であって、当該業務に従事した年数が2年以上の者については、「同等以上の能力を有するもの」として取り扱って差し支えないこと。	1 生活支援提供責任者としての要件を満たしているか。	(1) 要件省令第12条第2項 (2) 要件通知第3－4（2）	(1) 生活支援提供責任者としての要件を満たしていない。	C
	3 日常生活支援住居施設は、当該日常生活支援住居施設の生活支援員（日常生活支援住居施設の管理者及び生活支援提供責任者を除く。）が、できる限り社会福祉法第19条第1項各号のいずれかに該当する者とするよう努めるものとする。	1 生活支援員が、社会福祉法第19条第1項各号のいずれかに該当する者となるよう努めているか。	(1) 要件省令第12条第3項 (2) 要件通知第3－4（3）	(1) 生活支援員が社会福祉法第19条第1項各号のいずれかに該当する者となるよう努めていない。	B
5 個別支援計画の作成等					
(1) 提供拒否の禁止	1 保護の実施機関から生活保護法第30条第1項ただし書の規定による入所の委託の依頼を受けたときは、正当な理由がなく拒んではならない。 ※ 委託の依頼を拒否できる「正当な理由」としては、施設の定員や職員体制から入所申込に応じきれない場合、介護や病気の治療等の委託申込書の状況から当該施設では適切な支援が困難な場合等であること。	1 入所の委託の依頼を受けたときに、正当な理由がなく拒んでいるケースがないか。	(1) 要件省令第13条 (2) 要件通知第4－1	(1) 入所の委託の依頼を受けたときに、正当な理由がなく拒んでいる。	C

項 目	基本的考え方	観 点	関係法令等	評価事項	評価区分
(2) 日常生活上の支援の提供方針	1 日常生活支援住居施設は、個別支援計画に基づき、入所者の心身の状況等に応じて、その者の支援を適切に行うとともに、日常生活及び社会生活上の支援の提供が漫然かつ画一的なものとならず、継続的かつ計画的に適切な支援が行われるよう配慮すること。	1 支援の提供が個別支援計画に基づき、継続的かつ計画的に適切な支援が行われているか。	(1) 要件省令第 1 4 条第 1 項 (2) 要件通知第 4－2 （１）	(1) 支援が継続的かつ計画的に行われていない。	C
	2 日常生活支援住居施設における日常生活及び社会生活上の支援の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、入所者に対し、支援上必要な事項について、理解しやすいように説明を行うこと。	1 入所者に対し、支援上必要な事項について理解しやすいように説明を行っているか。	(1) 要件省令第 1 4 条第 2 項	(1) 入所者に支援上必要な事項を理解しやすいように説明を行っていない。	C
	3 日常生活支援住居施設は、入所者に対する日常生活及び社会生活上の支援の提供に際しては、保護の実施機関その他の都道府県又は区市町村の関係機関、相談等の支援を行う保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者等との密接な連携に努めること。	1 保護の実施機関、その他関係機関及び相談等の支援を行う保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者等との密接な連携に努めているか。	(1) 要件省令第 1 4 条第 3 項	(1) 保護の実施機関、その他関係機関及び相談等の支援を行う保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者等との密接な連携に努めていない。	B
	4 日常生活支援住居施設は、入所者の心身の状況等により、自ら適切な日常生活及び社会生活上の支援を提供することが困難であると認めた場合又は入所者が他の社会福祉施設への入所を希望する場合には、当該入所者の保護の実施機関と協議した上で、当該入所を希望する施設への紹介その他の便宜の供与を行うこと。	1 保護の実施機関と協議しているか。 2 入所を希望する施設への紹介その他の便宜の供与を行っているか。	(1) 要件省令第 1 4 条第 4 項 (2) 要件通知第 4－2 （２） (1) 要件省令第 1 4 条第 4 項 (2) 要件通知第 4－2 （２）	(1) 自ら適切な日常生活及び社会生活上の支援を提供することが困難であると認めた場合又は入所者が他の社会福祉施設への入所を希望する場合に、当該入所者の保護の実施機関に協議していない。 (1) 入所を希望する施設への紹介その他の便宜の供与を行っていない。	C C

項 目	基本的考え方	観 点	関係法令等	評価事項	評価区分
(3) 個別支援計画の作成	1 日常生活支援住居施設を経営する者は、生活支援提供責任者に日常生活支援に係る個別支援計画を作成させなければならない。 個別支援計画とは、入所者の生活に対する意向、総合的な支援の方針、生活全般の質を向上させるための課題、日常生活及び社会生活上の支援の目標及びその達成時期、支援を提供する上での留意事項等を記載した書面であること。 また、個別支援計画は、入所者の心身の状況、その置かれている環境、日常生活全般の状況等の評価を通じて入所者の希望する生活や課題等の把握を行い、できる限り居宅における生活への復帰等を念頭において、入所者が自立した日常生活及び社会生活を営むことができるよう支援する上での適切な支援内容の検討に基づいて立案されるものであること。	1 日常生活支援に係る個別支援計画は生活支援提供責任者が作成しているか。	(1) 要件省令第 1 5 条第 1 項	(1) 生活支援提供責任者が作成していない。	C
		2 生活支援提供責任者は、個別支援計画の作成に当たり、適切な方法によりアセスメントを行っているか。 ※ 「アセスメント」とは、入所者の心身の状況、置かれている環境、日常生活全般の状況等の評価を通じて入所者の希望する生活や課題等の把握を行うことを指す。	(1) 要件省令第 1 5 条第 2 項	(1) 適切な方法によりアセスメントを行っていない。	C
		3 生活支援提供責任者は、アセスメントに当たり、入所者に面接して行っているか。また、面接の趣旨を十分に説明し、理解を得ているか。	(1) 要件省令第 1 5 条第 3 項	(1) アセスメントに当たり、入所者の面接を行っていない。 (2) 面接の趣旨を十分に説明し、理解を得ていない。	C C
		4 生活支援提供責任者は、以下の事項を記載した個別支援計画の原案を作成しているか。 ア 入所者の生活に対する意向 イ 総合的な支援の方針 ウ 生活全般の質を向上させるための課題 エ 日常生活及び社会生活上の支援の目標及びその達成時期 オ 日常生活及び社会生活上の支援を提供する上での留意事項等 併せて、個別支援計画に記載されている支援内容は、要件省令第 1 4 条各項に規定する支援の提供方針に沿っているか。	(1) 要件省令第 1 5 条第 4 項 (2) 要件通知第 4 － 3 （ 1 ）	(1) 個別支援計画の原案に必要な事項が盛り込まれていない。 (2) 個別支援計画に記載されている支援内容が要件省令第 1 4 条各項に規定する支援の提供方針に沿っていない。	C C C

項 目	基本的考え方	観 点	関係法令等	評価事項	評価区分
		また、必要に応じて日常生活及び社会生活上の支援以外の保健医療サービス又はその他の福祉サービス等との連携を含めて個別支援計画の原案に位置付けるよう努めているか。		(3) 日常生活及び社会生活上の支援以外の保健医療サービス又はその他の福祉サービス等との連携を含めて個別支援計画の原案に位置付けるよう努めていない。	B
		5 生活支援提供責任者は、必要に応じて担当者会議を開催し、個別支援計画の原案の内容について関係者に説明を行い、サービス担当者から専門的な見地に基づいた意見を求めているか。 ※ 「担当者会議」とは、生活支援提供責任者が個別支援計画の作成のために個別支援計画の原案に位置付けた福祉サービス等の担当者を招集して行う会議を指す。	(1) 要件省令第15条第5項	(1) 必要があるにもかかわらず、担当者会議を開催していない。	C
	2 生活支援提供責任者は、当該日常生活支援住居施設以外の保健医療サービス又はその他の福祉サービス等との連携を含めて、個別支援計画の原案を作成し、以下の手順により個別支援計画に基づく支援を実施するものであること。 ア 個別支援計画の作成に当たり、保護の実施機関における援助方針との整合性を図る観点から、個別支援計画の内容について保護の実施機関に協議し、同意を得ること。 イ 個別支援計画の原案の内容について、入所者に対して説明し、文書により当該入所者の同意を得ること。 ウ 入所者へ当該個別支援計画を交付するとともに、その写しを保護の実施機関に提出すること。 エ 当該個別支援計画の実施状況の把握及び個別支援計画の見直すべきかどうかについての検討（当該検討は少なくとも6月に1回以上行われ、必要に応じて個別支援計画の変更を行う必要があること。）を行うこと。	6 生活支援提供責任者は、個別支援計画の内容について、あらかじめ被保護者の保護の実施機関に協議し、同意を得ているか。 7 生活支援提供責任者は、個別支援計画の内容について入所者に対して説明し、文書により入所者の同意を得ているか。 8 生活支援提供責任者は、個別支援計画を作成した際には、個別支援計画を入所者に交付しているか。 9 生活支援提供責任者は、個別支援計画を作成した際には、その写しを被保護者の保護の実施機関に対し遅滞なく提出しているか。	(1) 要件省令第15条第6項 (2) 要件通知第4－3（2）ア (1) 要件省令第15条第7項 (2) 要件通知第4－3（2）イ (1) 要件省令第15条第8項 (2) 要件通知第4－3（2）ウ (1) 要件省令第15条第9項 (2) 要件通知第4－3（2）ウ	(1) 個別支援計画の内容について、あらかじめ被保護者の保護の実施機関に協議し、同意を得ていない。 (1) 個別支援計画の内容について、入所者に対して説明し、文書により入所者の同意を得ていない。 (1) 個別支援計画を作成した際に、個別支援計画を入所者に交付していない。 (1) 個別支援計画を作成した際に、その写しを被保護者の保護の実施機関に提出していない。	C C C C

項 目	基本的考え方	観 点	関係法令等	評価事項	評価区分
6 入居者に対する適切なサービス提供及び適切な運営の確保		10 生活支援提供責任者は、個別支援計画の作成後、モニタリングを行っているか。 また、少なくとも6か月に1回以上、個別支援計画の見直しを行い、必要に応じて個別支援計画の変更を行っているか。 ※ 「モニタリング」とは、個別支援計画の実施状況の把握（入居者への継続的なアセスメントを含む。）を指す。 11 生活支援提供責任者は、モニタリングに当たっては、定期的に入所者に面接して実施しているか。 また、モニタリングの結果を記録しているか。 12 個別支援計画の変更に当たっては、上記2から9に準じて行っているか。	(1) 要件省令第15条第10項 (2) 要件通知第4－3（2）エ (1) 要件省令第15条第11項 (1) 要件省令第15条第12項	(2) 個別支援計画を作成した際に、その写しについて被保護者の保護の実施機関への提出が遅滞している。	B
				(1) 個別支援計画の作成後、モニタリングを行っていない。	C
				(2) 6か月に1回以上、個別支援計画の見直しを行っていない。	C
				(3) 必要があるにもかかわらず個別支援計画の変更を行っていない。	C
				(1) モニタリングに当たっては、定期的に入所者に面接して実施していない。	C
				(2) モニタリングの結果を記録していない。	C
				(1) 個別支援計画の変更に適正に行っていない。	C
(1) 生活支援提供責任者の責務	1 生活支援提供責任者は、入所申込者の入所に際し、現に利用している福祉サービス事業を行う者等に対する照会等により、その者の心身の状況、他の福祉サービス等の利用状況等を把握すること。 2 生活支援提供責任者は、入所者が自立した日常生活及び社会生活を営むことができるよう定期的に検討し、自立した日常生活及び社会生活を営むことができると認められる入所者に対し、退所に向けた援助を行うなど必要な援助を行うこと。	1 入所申込者の入所に際し、入所者の心身の状況、他の福祉サービス等の利用状況等を把握しているか。 1 入所者が自立した日常生活及び社会生活を営むことができるよう定期的に検討しているか。	(1) 要件省令第16条第1号 (2) 要件通知第4－4ア (1) 要件省令第16条第2号 (2) 要件通知第4－4イ	(1) 入所申込者の入所に際し、入所者の心身の状況、他の福祉サービス等の利用状況等を把握していない。 (1) 入所者が自立した日常生活及び社会生活を営むことができるよう定期的に検討していない。	C C

項 目	基本的考え方	観 点	関係法令等	評価事項	評価区分
(2) 保護の変更等の届出	3 生活支援提供責任者は、他の従業者に対する技術指導及び助言を行うこと。	2 自立した日常生活及び社会生活を営むことができると認められる入所者に対し、必要な援助を行っているか。		(1) 自立した日常生活及び社会生活を営むことができると認められる入所者に対し、必要な援助を行っていない。	C
		1 他の従業者に対する技術指導及び助言を行っているか。	(1) 要件省令第16条第3号 (2) 要件通知第4-4ウ	(1) 他の従業者に対する技術指導及び助言を行っていない。	C
	1 生活支援提供責任者は、日常生活支援住居施設に入所する被保護者について、生活保護法に基づく保護の変更、停止又は廃止を必要とする事由が生じたと認めるときは、速やかに、当該日常生活支援住居施設に同法第30条第1項ただし書の規定により当該被保護者を入所させ、又は入所を委託している保護の実施機関に、これを届け出なければならない。	1 入所する被保護者について、就労開始、病院への入退院、死亡や失踪などの状況の変化が生じた場合、速やかに実施機関に届け出ているか。	(1) 要件省令第17条 (2) 要件通知第4-5	(1) 入所する被保護者について、就労開始、病院への入退院、死亡や失踪などの状況の変化が生じた場合、速やかに実施機関に届け出ている。	C
				(2) 実施機関に届け出ている。	C
	1 生活支援提供責任者は、担当者会議等において入所者の個人情報を用いる場合又は要件省令第16条第1号の規定により入所申込者の個人情報を取得する場合は、あらかじめ、文書により当該入所者又は入所申込者の同意を得なければならない。 なお、この同意は、入居開始時に入所者から包括的な同意を得ておくことで足りる。	1 入所者の個人情報を用いる場合又は入所申込者の個人情報を取得する場合は、あらかじめ、文書により当該入所者又は入所申込者の同意を得ているか。	(1) 要件省令第18条 (2) 要件通知第4-6	(1) 入所者の個人情報を用いる場合又は入所申込者の個人情報を取得する場合は、あらかじめ、文書により当該入所者又は入所申込者の同意を得ていない。	C
(4) 相談等	1 生活支援員は入所者の状態等から、常にその心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、入所者に対し、その相談に適切に応じ、必要な助言その他の援助を行うこと。	1 入所者の相談に適切に応じ、必要な助言その他の援助を行っているか。	(1) 要件省令第19条 (2) 要件通知第4-7	(1) 入所者の相談に適切に応じ、必要な助言その他の援助を行っていない。	C
(5) 日常生活及び社会生活上の支援	1 日常生活支援住居施設は、個別支援計画に基づき、入所者の状況に応じて、家事等、服薬管理等の健康管理、日常生活に係る金銭管理、社会との交流の促進その他に係る日常生活及び社会生活上の支援について、適切にプログラムを組むなどにより対応すること。	1 個別支援計画に基づき、日常生活及び社会生活上の支援を提供しているか。	(1) 要件省令第20条 (2) 要件通知第4-8	(1) 個別支援計画に基づき、日常生活及び社会生活上の支援を提供していない。	C

項 目	基本的考え方	観 点	関係法令等	評価事項	評価区分
(6) 社会生活上の便宜の供与等	1 日常生活支援住居施設の従業者は、入所者本人が日常生活及び社会生活を営む上で必要な行政機関に対する手続等を行うことが困難である場合は、当該入所者の同意を得て代わって行うこと。 また、手続等を行うに当たっては、保護の実施機関と連携すること。	1 従業者が入所者に代わって行政機関に対する手続等を行う場合、原則としてその都度、当該入所者の同意を得て行っているか。	(1) 要件省令第 2 1 条第 1 項 (2) 要件通知第 4 － 9	(1) 当該入所者の同意を得て行っていない。	C
		2 金銭に係るものは書面等で事前に同意を得て、代行後はその都度本人に確認しているか。	(1) 要件省令第 2 1 条第 1 項 (2) 要件通知第 4 － 9	(1) 金銭に係るもので、書面等で事前に同意を得ていない、又は代行後にその都度本人に確認していない。	C
		3 手続等を行うに当たって、保護の実施機関と連携しているか。	(1) 要件省令第 2 1 条第 2 項	(1) 保護の実施機関と連携していない。	C
(7) 地域との連携	1 日常生活支援住居施設は、地域行事の参加や施設のスペースを活用した活動等により、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めなければならない。	1 地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めているか。	(1) 要件省令第 2 2 条 (2) 要件通知第 4 － 1 0	(1) 地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めていない。	B
(8) 事業者等からの利益収受等の禁止	1 日常生活支援住居施設を経営する者及びその管理者は、個別支援計画の作成又は変更に関し、当該日常生活支援住居施設の生活支援提供責任者に対して、特定の福祉サービス等の事業を行う者等によるサービスを当該計画に位置付けるべき旨の指示等を行ってはならない。	1 日常生活支援住居施設を経営する者及びその管理者が、生活支援提供責任者に対して、特定の福祉サービス等の事業を行う者等によるサービスを当該計画に位置付けるべき旨の指示等を行っていないか。	(1) 要件省令第 2 3 条第 1 項 (2) 要件通知第 4 － 1 1	(1) 日常生活支援住居施設を経営する者及びその管理者が、生活支援提供責任者に対して、特定の福祉サービス等の事業を行う者等によるサービスを当該計画に位置付けるべき旨の指示等を行っている。	C
	2 日常生活支援住居施設の生活支援提供責任者は、個別支援計画の作成若しくは変更又は支援の提供に関し、入所者等に対して、特定の福祉サービス等の事業を行う者等によるサービスを利用すべき旨の指示等を行ってはならない。	1 生活支援提供責任者が、入所者等に対して、特定の福祉サービス等の事業を行う者等によるサービスを利用すべき旨の指示等を行っていないか。	(1) 要件省令第 2 3 条第 2 項 (2) 要件通知第 4 － 1 1	(1) 生活支援提供責任者が、入所者等に対して、特定の福祉サービス等の事業を行う者等によるサービスを利用すべき旨の指示等を行っている。	C

項 目	基本的考え方	観 点	関係法令等	評価事項	評価区分
	3 日常生活支援住居施設を経営する者及びその従業者は、個別支援計画の作成若しくは変更又は支援の提供に関し、入所者に対して特定の福祉サービス等の事業を行う者等によるサービスを利用させることの対償として、当該福祉サービス等の事業を行う者等から金品その他の財産上の利益を収受してはならない。	1 日常生活支援住居施設を経営する者及びその従業者が、入所者に対して特定の福祉サービス等の事業を行う者等によるサービスを利用させることの対償として、当該福祉サービス等の事業を行う者等から金品その他の財産上の利益を収受していないか。	(1) 要件省令第 2 3 条第 3 項 (2) 要件通知第 4 － 1 1	(1) 日常生活支援住居施設を経営する者及びその従業者が、入所者に対して特定の福祉サービス等の事業を行う者等によるサービスを利用させることの対償として、当該福祉サービス等の事業を行う者等から金品その他の財産上の利益を収受している。	C
(9) 調査への協力等	1 日常生活支援住居施設は、社会福祉法第 8 3 条に規定する運営適正化委員会が同法第 8 5 条の規定により行う調査又はあっせんにできる限り協力しなければならない。	1 運営適正化委員会が行う調査又はあっせんに協力しているか。	(1) 要件省令第 2 4 条第 3 項	(1) 運営適正化委員会が行う調査又はあっせんに協力していない。	C
(10) 会計の区分	1 日常生活支援住居施設を経営する者は、日常生活支援住居施設ごとに経理を区分するとともに、日常生活支援住居施設における支援に係る会計をその他の事業の会計と区分しなければならない。	1 施設毎に経理を区分しているか。 2 日常生活支援住居施設及び無料低額宿泊所と、その他の事業の会計を区分しているか。この場合、無料低額宿泊所と日常生活支援住居施設の運営に関して経理を区分する必要はない。	(1) 要件省令第 2 5 条 (2) 要件通知第 4 － 1 3 (1) 要件省令第 2 5 条 (2) 要件通知第 4 － 1 3	(1) 施設毎に経理を区分していない。 (1) 日常生活支援住居施設及び無料低額宿泊所と、その他の事業の会計を区分していない。	C